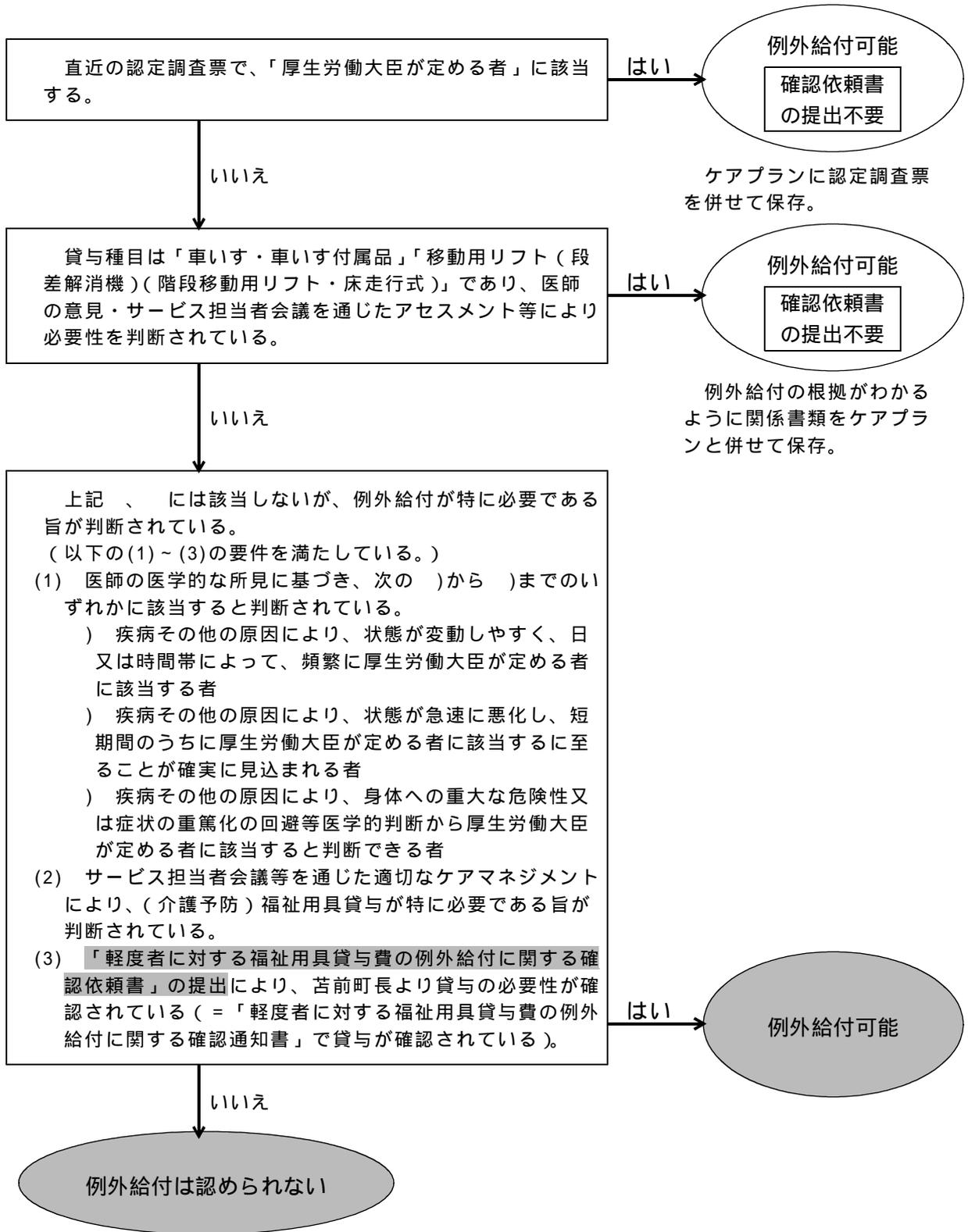


# 軽度者に対する福祉用具貸与費の 例外給付の取扱いについて



例外給付を受ける場合には、 ~ のどの要件に当てはまるかを確認の上、必要な手続きを行ってください。手続きは、認定ごとに必要になります。また、例外給付の種目が増える場合も、再度手続きが必要になりますので注意してください。

## 基本調査の結果から、例外給付が可能な場合

苫前町役場に確認依頼書を提出する必要はありません。

直近の認定調査票の基本調査の結果が「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合（下記の表を参考にしてください。）は、例外給付を受けることができます。

該当となった認定調査票を、ケアプラン（予防ケアプランを含む。以下同じ。）と併せて保存してください。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	日常的に歩行が困難な者	基本調査 1 - 7 「3. できない」
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 4 「3. できない」 基本調査 1 - 3 「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3 - 1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3 - 2 ~ 基本調査 3 - 7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3 - 8 ~ 基本調査 4 - 15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2 - 2 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者（昇降座椅子はここで判断）	基本調査 1 - 8 「3. できない」  基本調査 2 - 1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

認定調査結果を入手し、サービス担当者会議において、利用者の同意を得た上で、認定調査を実施した日及び例外給付となる基本調査の結果を関係者に伝達するとともに、介護支援専門員（介護予防支援事業所にあつては、担当者）は、サービス担当者会議の要点（予防給付にあつては、支援経過記録）にその内容を記載してください。

## 該当する基本調査結果がない場合

苫前町役場に確認依頼書を提出する必要はありません。

以下の項目については、認定調査票の基本調査の結果では判断できません。

「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」

該当種目：「車いす」「車いす付属品」

「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

該当種目：「移動用リフト（段差解消機）」

「移動用リフト（階段移動用リフト・床走行式）」

この場合については、

・ 主治医から得た情報

・ 適切な助言ができる福祉用具専門相談員や他の関係者の参加するサービス担当者会議を通じて、適切なケアマネジメントにより例外給付の必要性を指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断します。

判断した根拠がわかるように書類を整備した上で、ケアプランと併せて保存してください。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する調査項目なし
移動用リフト（段差解消機） （階段移動用リフト・床走行式）	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する調査項目なし

## 例外給付が特に必要である旨が判断されている場合

苫前町役場に確認依頼書を提出する必要があります。

例外給付が特に必要であると判断される場合とは、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たした場合をいいます。

- (1) 医師の医学的な所見に基づき、次の )から )までのいずれかに該当すると判断されている
  - ) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者に該当する者
  - ) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者に該当するに至ることが確実に見込まれる者
  - ) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者に該当すると判断できる者
- (2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、(介護予防)福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている
- (3) 軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書の提出により、苫前町長より貸与の必要性が確認されている

医師の医学的な所見で必要なこと(別表を参考にしてください。)

- ・疾患名
- ・疾患によって引き起こされている症状
- ・必要となる福祉用具

(内容に不足があった場合は、例外給付の対象になりませんので注意してください。)

医学的な所見の入手方法については、書面によるもののほか、面接や電話等で医師から聴取した内容を記録する方法でも差し支えありませんが、いつ・誰から・どのような方法によって聴取したのかを明確にしてください。

ケアプランには、当該医師の所見及び医師の名前を記載しなければならないという規定がありますので、利用者の同意を得た上で、ケアプランへの記載をお願いします。

また、指定(介護予防)福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に関わる医師の所見及び医師の名前について確認があった場合には、利用者の同意を得た上で情報提供をしてください。

確認書は認定のたびに提出が必要ですので、更新認定により再度例外給付が必要な場合には、改めて手続きを行ってください。

別表

事 例	想定される福祉用具
) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者に該当する者	
<p>パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、福祉用具が必要な状態となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 床ずれ防止用具</li> <li>・ 体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>
<p>重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、福祉用具が必要な状態となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 床ずれ防止用具</li> <li>・ 体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>
) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者に該当するに至ることが確実に見込まれる者	
<p>末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で福祉用具が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 床ずれ防止用具</li> <li>・ 体位変換器</li> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>
) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者に該当すると判断できる者	
<p>重度のぜんそく発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> </ul>
<p>重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> </ul>
<p>重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊寝台</li> </ul>
<p>脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床ずれ防止用具</li> <li>・ 体位変換器</li> </ul>
<p>人口股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動用リフト</li> </ul>

この表は、平成19年3月14日厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」を参考にしています。上記事例以外の状態であっても、福祉用具が必要な状態にあると判断される場合があります。

「移動用リフト」の使用目的が「生活環境において段差の解消が必要」である場合の「段差解消機」「階段移動用リフト（床走行式）」については、確認依頼書の提出は、必要ありません。

## 軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に関するQ & A

Q 1 確認依頼書は、いつまでに提出すればよいですか。

A 1 可能な限り利用開始前に提出してください。ただし、例外給付の対象期間の開始は、確認依頼書の提出があった日の属する月の初日まで遡ることができます。

末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合で、月末等のために確認依頼書の提出が利用開始月の翌月になってしまうような場合は、利用前に必ず保健福祉課しあわせ係に御連絡ください。また、医師からの所見が遅れる等で書類提出ができない場合等、やむを得ない事情がある場合であっても、必ず保健福祉課しあわせ係に連絡の上、手続等について御確認ください。こうした事前の連絡もなく確認依頼書の提出が遅れた場合は、提出日より前の利用について全額自己負担となりますので注意してください。

Q 2 要介護認定がなくても、確認依頼書を提出できますか。

A 2 認定申請日以降の暫定ケアプラン作成にあたり、要介護認定者と同様、医師の医学的な所見及びサービス担当者会議で福祉用具の必要性が判断される場合は、確認依頼書の提出が可能です。（暫定介護予防ケアプランについても、同様です。）

ただし、認定が確定する前ですので、認定の結果、非該当となった場合には全額自己負担となりますので注意してください。

Q 3 要介護2を見込んで暫定ケアプランを作成し、特殊寝台を利用しました。ところが認定の結果は、要介護1でした。どうすればよいですか。

A 3 介護度が見込み違いであったことがわかった時点で、保健福祉課しあわせ係に御連絡ください。早急に正しい認定結果で一連の手続を行い、確認依頼書の提出時に暫定ケアプランと暫定利用時に開催したサービス担当者会議の要点も一緒に提出してください。（福祉用具の必要性について課題分析し、暫定ケアプランに基づいて福祉用具の貸与を受けていたかどうかを判断させていただきます。）

この場合も、最終的に例外給付の対象とならないと判断された場合は、全額自己負担になりますので注意してください。

Q 4 要支援1及び2の利用者のうち、介護予防支援業務を居宅介護支援事業所へ委託している者についての確認依頼書は、どちらの事業所が提出すればよいですか。

A 4 受託した居宅介護支援事業所が提出してください。

Q 5 苫前町に転入予定ですが、あらかじめ、確認依頼書を提出をできますか。また、転入前の市町村において福祉用具貸与費の例外給付に関する確認を受けていますが、この確認によって、苫前町に転入以降も引き続き貸与を受けることができますか。

A 5 本町の被保険者資格を有する日以前に確認依頼書を提出しても、提出日から苫前町を被保険者とした福祉用具の貸与が可能となるわけではないため、原則として、本町への転

入日以降の提出をお願いします。

また、転入前の保険者による確認を受けていた場合であっても、本町に転入後引き続き貸与を受けるためには、本町に対して改めて確認依頼書を提出する必要があります。なお、医師の医学的な所見の確認書類は、転入前の保険者から交付された確認通知を従前の事業所から引き継いでいる場合は、その写しで構いません。

Q 6 一度手続をすれば、ずっと貸与を受けることができますか。

A 6 貸与は、認定期間を基準としています。認定が変わるたびに改めて手続が必要ですので、再手続をしないまま貸与を受けることはできません。添付書類についても、新しい状態のものを用意してください。

Q 7 例外給付に関する確認をしてもらった後、必要な福祉用具に増減がありました。どうすればよいですか。

A 7 サービス担当者会議においてケアプランの変更等を行い、当該福祉用具の必要性を確認する必要があります。確認の結果、例外給付を受けた福祉用具貸与を終了する場合は確認依頼書の提出は必要ありませんが、例外給付の種目が増える場合は確認依頼書を提出してください。

Q 8 状態の悪化により、要支援1から要介護認定の申請をしようと思います。現在、苫前町に確認してもらって特殊寝台を利用していますが、新規申請をするにあたり、例外給付の手続はどうすればよいですか。

A 8 現在、例外給付が確認されていること、また、状態の悪化により新規申請をするということにより、認定結果が出るまでの間については、新たに手続をする必要はありません。認定結果により引き続き例外給付となる場合には、改めて手続をしてください。その際、今回の新規申請前に受けた例外給付の確認通知の写しを添付してください。書類の添付により、新しい認定期間の開始日まで遡って例外給付の対象とします。

Q 9 確認依頼書は事業所が提出することになっていますが、事業所が変更となった場合、再度確認依頼書を提出する必要がありますか。

A 9 事業所間の連携（確認通知の写しを変更後事業所に渡す）があれば、再度の提出は必要ありません。

Q 10 主治医意見書を記入した医師と、福祉用具が必要な状態（疾患）を診察している医師が違います。どうすればよいですか。

A 10 福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の所見であれば、主治医意見書を記入した医師でなくてもかまいません。状況に応じて判断してください。

Q 11 医師から必要な情報を得られません。どうすればよいですか。

A 11 例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報の不足があった場合には例外給付の対象となりません。

Q 12 主治医意見書に例外給付の対象となる状態像に該当する旨の記載がない場合でも、例外給付を受けることができますか。

A 12 医師から医学的な所見を受ける方法としては、主治医意見書のほか、診断書、サービス担当者会議による記録があります。主治医意見書において例外給付の対象となる状態像に該当する旨の記載がない場合には、他の方法により医師からの所見を確認することとなります。

Q 13 サービス担当者会議に医師が同席できなくなりました。どうすればよいですか。

A 13 やむを得ず医師が欠席する場合は、事前に例外給付の必要性についての意見を照会し、その意見をもとにサービス担当者会議で検討してください。この場合、出席者名の欄には、「医師名（欠席照会）」と記載してください。

Q 14 医師から医学的な所見を受けましたが、例外給付の対象となる状態像に該当しないとのことでした。サービス担当者会議においては必要であると結論していますが、この場合は例外給付の対象となりますか。

A 14 医学的な所見において例外給付の対象となる状態像に該当しないときは、サービス担当者会議により必要性を判断したとしても、保険給付の対象となりません。

Q 15 医師の氏名と医学的な所見は、ケアプランのどこに記載すればよいですか。

A 15 特に決まりはありませんが、わかりやすい場所への記載をお願いします。

（例）介護給付の場合

- ・総合的な援助の方針の欄
- ・検討内容の欄

予防給付の場合

- ・主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点の欄
- ・介護保険サービスまたは地域支援事業の欄

Q 16 ケアプランに医師の氏名と医学的な所見を記載する必要がありますが、末期がんであることをまだ告知されていない利用者の場合、当該所見が記載されたケアプランに本人同意を得る際の対応に苦慮していますが、どうすればよいですか。

A 16 「医師名」及び「医学的な所見」の記載があれば、「診断名」はケアプランに記載しなくても差し支えありません。ケアプランには、例外給付の対象となる状態像のいずれかに該当する旨を要約して記載してください。

（例）「疾病により状態が不安定であり、今後起き上がりや寝返りが困難な状態となる可能性が高いと考えられるため・・・」等